

平成30年8月10日

各病院、診療所 管理者様

堺市保健所長 岩澤 博俊

(公印省略)

医療機関における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）

標記について、平成30年7月13日付け子発0713第2号により厚生労働省子ども家庭局長より旧優生保護法（※裏面参照）に関連した資料等の保管状況等調査依頼がありましたので、下記によりご回答下さいますようお願いいたします。

堺市においては、平成30年6月25日付け堺保医第999号により本人同意のない優生手術に関する資料の有無について皆様に伺いましたが、このたびの国の調査依頼では、同意の有無に関わらず優生手術に関する個人記録が含まれる資料の有無について御報告するものとなっているため、改めて追加で調査をお願いするものです。

なお、個人の記録の洗い出し等をお願いするものではなく、現時点において把握しておられる範囲内の情報について、任意で御協力をお願いするものであることを申し添えます。

記

① 対象医療機関

病院、診療所（歯科医業のみを行う診療所を除く）

② 対象となる文書

旧優生保護法第3条第1項（4号及び5号を除く）、第4条及び第12条に基づく優生手術に関するカルテ等の個人記録

③ 対象となる文書が作成された時期

昭和23年～平成8年（旧優生保護法施行期間）

④ 回答方法及び期限

別紙1調査票をFAXにより、平成30年8月31日（金）までに送信してください。

※該当の無い場合も③（「ない又はない可能性が高いと思われる」）を記入し送信してください。

⑤ その他

厚生労働省子ども家庭局長通知及び通知にある医療機関・福祉施設における個人記録の保有状況調査要領等は、市ホームページに掲載しておりますので、ご注意ください。インターネット環境が無く、資料の郵送を希望される方は、下記までご連絡ください。

◇掲載アドレス：

<http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/iryo/kunikara/kunikarah30/h3008.html>

トップページ>医療・福祉>医療・くすり>医療・診療・救急>医療に関する通知

>国からの通知>国からの通知（平成30年度）>平成30年8月

【お問い合わせ先】

堺市保健所保健医療課 医務管理係

担当：葛城、松阪

電話072-228-7582 FAX:072-222-1406

■旧優生保護法抜粋【昭和23年9月11日施行平成 8年9月26日改正（母体保護法）】

第三条【医師の認定による優生手術】

第一項 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病患者又は精神薄弱者については、この限りでない。

第一号 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇形を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

第二号 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの

第三号 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの

第四号 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

第五号 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

対象外

第四条【審査を要件とする優生手術の申請】

医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない。

第十二条【精神病患者等に対する優生手術】

医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神病又は精神薄弱に罹っている者について、精神保健法（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十条（後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は同法第二十一条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意があった場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。